

令和 3 年 6 月 定例会

河合町議会会議録

令和 3 年 6 月 1 5 日 開会

河合町議会

令和3年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

第 2 号 （6月15日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○出席説明員	2
○欠席説明員	2
○議会事務局出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○委員長報告	3
○議案第27号の委員長報告、討論、採決	4
○議案第29号の委員長報告、討論、採決	5
○議案第28号、議案第30号、議案第31号、議案第34号の委員長報告、討論、採決	7
○同意第9号の討論、採決	15
○同意第10号の討論、採決	16
○議員発議第3号の上程、説明、討論、採決	16
○議員発議第4号の上程、説明、討論、採決	26
○議会運営委員会の閉会中の継続調査	31
○閉会の宣言	31
○署名議員	32

令和 3 年 6 月 1 5 日（火曜日）

（ 第 2 号 ）

令和3年第2回（6月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和3年6月15日（火）午前10時00分開会

- | | | |
|--------|----------------------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 27号 | 令和3年度河合町一般会計補正予算について |
| 日程第 2 | 議案第 29号 | 令和3年度河合町介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第 3 | 議案第 28号 | 令和3年度河合町下水道事業特別会計補正予算について |
| 日程第 4 | 議案第 30号 | 河合町空家等対策の推進に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 31号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 34号 | 河合町体験農園設置条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 同意第 9号 | 消防委員会委員の選任について |
| 日程第 8 | 同意第 10号 | 消防委員会委員の選任について |
| 日程第 9 | 議員発議第 3号 | 強制徴収公債権に係る不納欠損処理の個別外部監査実施を求める決議について |
| 日程第 10 | 議員発議第 4号 | 東京オリンピック・パラリンピックの開催の中止を求める意見書について |
| 日程第 11 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査について | |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 森 光 祐 介 | 2番 常 盤 繁 範 |
| 3番 梅 野 美智代 | 4番 佐 藤 利 治 |
| 5番 中 山 義 英 | 6番 坂 本 博 道 |
| 7番 長谷川 伸 一 | 8番 杵 本 光 清 |
| 9番 大 西 孝 幸 | 10番 馬 場 千恵子 |
| 11番 岡 田 康 則 | 12番 西 村 潔 |
| 13番 谷 本 昌 弘 | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	竹林信也	総務部参事	横山泰典
企画部長	森嶋雅也	総務部長	上村卓也
福祉部長	浮島龍幸	環境部長	石田英毅
まちづくり 推進部長	福辻照弘	教育委員会 参事	山本剛
総務部次長	小野雄一郎	広報広聴課長	桐原麻似子
安心安全推進 課長	川村大輔	財政課長	新井俊洋
税務課長	松本武彦		

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局長心得	高根亜紀	主事	平井貴之
------	------	----	------

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（梅野美智代） おはようございます。ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので令和3年第2回定例会を再開いたします。

◎開議の宣告

○議長（梅野美智代） これより本日の会議を開きます。

◎委員長報告

○議長（梅野美智代） 本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、長谷川伸一議会運営委員長より報告願います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川委員長。

○7番（長谷川伸一） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

本日の議事日程につきましては、総務常任委員会で審議されました議案第27号。

厚生常任委員会で審議されました議案第29号。

経済建設常任委員会で審議されました議案第28号、議案第30号、議案第31号、議案第34号。

次に同意第9号、第10号。議員発議第3号。第4号を上程。

また、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査が上程され、逐条審議いたします。

なお、次の9月定例会の初日は、9月3日金曜日の予定と致します。報告を終わります。

○議長（梅野美智代） ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定します。

◎議案第27号、委員長報告、討論、採決

○議長(梅野美智代) 日程第1、議案第27号を総務常任委員会に付託しておりますので、大西孝幸総務常任委員長より報告を求めます。

○9番(大西孝幸) はい、議長。

○議長(梅野美智代) 大西委員長。

○9番(大西孝幸) それでは、総務常任委員会の結果を報告いたします。

6月4日の本会議において、当委員会に付託されました議案第27号について、6月8日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第27号 令和3年度河合町一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

歳出のうち、衛生費では、清掃総務費の人件費増額はどのような異動で、どのような業務内容かとの質疑があり、組織の見直しに伴い1名の増員で、業務の主な内容は焼却業務が中心との回答がありました。

消防費では、消防団員の報奨金は何名分で、また活動費や報償費の支給方法についての質疑があり、退職消防団員は9名で、退職者の報奨金は個人口座、活動費報酬については、各班長に一任するかたちで、各団員から委任状を提出してもらい、各班の指定口座振込みするとの回答がありました。

また、今回、委員外議員からの質疑は3名の方からあり、答弁がなされました。

以上、報告を終わります。

○議長(梅野美智代) 議案第27号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(梅野美智代) ご異議無しと認めます。これより。

○10番(馬場千恵子) あ、すいません。議長。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 賛成討論で。

○議長（梅野美智代） お願いします。

○10番（馬場千恵子） それでは、第27号の賛成討論行いたいと思います。子育て世帯の生活支援特別給付金について、お願いも含め賛成討論をしたいと思います。この給付金は、児童扶養手当を受給している方は勿論のこと、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方、またひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯については、これは国からの方針が示されますけれども、その方にも支給されます。

広報ではイオンのことが記されていますが、広報は全ての町民に届けられていないという現状の中、ホームページや広報で知ることが出来ない、そのような知ることが出来ない支援が必要な方々にも、この支援、特別給付のことを知ることが出来るよう周知をしていただきたい。そういった事を切に願って、賛成討論といたします。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第27号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第27号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席してください。

よって、議案第27号 令和3年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

◎議案第29号、委員長報告、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第2議案第29号を厚生常任委員会に付託しておりますので、岡田康則厚生常任委員長より報告を求めます。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（梅野美智代） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 厚生常任委員会の結果を報告いたします。

6月4日の本会議において、当委員会に付託されました議案第29号について6月8日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第29号 令和3年度河合町介護保険特別会計補正予算については、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

システム改修をする、改修内容や補助金、改修費の積算根拠について質疑がありました。内容といたしましては、高額介護サービス費の見直し、特定入所者介護サービス費における補足給付の見直し、税制改正に対応した利用者負担の割合等の見直しのためのシステム改修で、補助金については現在まだ通知が無い状況であります。また積算根拠については、国からの仕様にに基づき、対応する予定です。河合町は7市町でシステム共同化をしている為、代表の香芝市が中心に交渉しています。それを7町同額で分担との回答がありました。

また、委員外議員からの質疑は1名があり、答弁がなされました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（梅野美智代） 議案第29号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより、議案第29号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第29号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席してください。

よって、議案第29号 令和3年度河合町介護保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第28号、議案第30号、議案第31号、議案第34号、委員長報告、討

論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第3、議案第28号、日程第4、議案第30号、日程第5、議案第31号、日程第6、議案第34号を経済建設常任委員会に付託しておりますので、坂本博道経済建設常任委員長より報告を求めます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 経済建設常任委員会の結果を報告いたします。

6月4日の本会議において、当委員会に付託されました議案第28号、議案第30号、議案第31号、議案第34号について、6月8日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第28号 令和3年度河合町下水道事業特別会計補正予算について歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

歳出では、3月の予算では下水道公営企業会計化業務委託費は500万円であったのが、今回財源補正で、公営企業会計適応債530万円となった理由と公営企業会計への移行の時期等について質疑がありました。当初は一般会計繰入金を充当するため、事業費の500万円を計上していたが、今回、起債対象となった為、事務費を含んだ補正予算を計上した。また、今後令和3年度、4年度で移行する予定との回答がありました。

歳入では、公営企業会計適用債は何年償還でどこからの借入れかとの質疑があり、10年償還で市中銀行からの借り入れとの回答がありました。

また、委員外議員からの質疑は1名の方からあり、答弁がなされました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第30号 河合町空家等対策の推進に関する条例の制定については、この条例の特徴は何か、との質問があり、第11条管理不全空家等に対する措置、第12条緊急安全措置がポイントとの答弁があり、その後各条文ごとに、質疑を行った。

跡地活用とはどういう事を考えているのか、町の責務や確知とはどういう意味か等の質疑がありました。跡地活用とは空家等の利活用意向調査で住む予定がない空家は、町もしくは自治会等での有効活用を希望されていたり、空家解体後の跡地を住宅用地等として有効活用し、人口の増加につながる仕組みができないか考えている。

町の責務とは、空家の抑制及び空家の利活用について推進しなければならないと考えてお

り、空家の相談、実施体制の整備、住民、事業者、自治会との協力体制、各課の連携、計画目標の遂行であると考えている。また、確知の意味とは何か。措置を命ぜられるべき者が判明しない場合。氏名は判明したが、所在が判明しない場合。勧告できた相続人だけでは措置をとる権限がない場合。所有者であった者の相続人が相続放棄をしている場合。所有者であった法人が解散等により存在しない場合との回答がありました。

管理不全空家は誰が判断するのか、事前の現地調査を条例に明記すべきではないかとの質問があり、職員が敷地外から目視で調査し、各項目ごとの評価点に基づき判断するとの答弁がありました。

協議会ではどのような意見が出たのか、またパブリックコメントを実施すべきではなかったかとの質問があり、協議会の意見を聞いて条例案を提案している、パブリックコメントは、今回は法的には必要ないが、今後、空家等対策計画策定時に実施する予定との答弁がありました。

その他に、内容の主旨や表現の仕方、条文の是非等について質疑がありました。

審議の結果、賛成少数で否決することに決しました。

議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、条例制定後にはどのような仕事内容になるのか、また今後も協議会のメンバー14人での構成なのかとの質疑があり、特措法の中に協議会の規定があり、地域住民や住民組織代表等、また専門分野の方を入れた中で協議会を組織しなければならないとされているので今回、河合町の協議会につきましては、法に基づく規定のあった業種を基に委嘱しているとの回答がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第34号 河合町体験農園設置条例の一部改正については、町外の方も使用できるようになっているが、町内の方優先にということは考えているのかとの質疑があり、現在町外の方6区画申し込みがあるが、町内の方を優先に考えていきたいとの回答がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（梅野美智代） 議案第28号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより、議案第28号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第28号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席してください。

よって、議案第28号 令和3年度河合町下水道事業特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（梅野美智代） 議案第30号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○10番（馬場千恵子） 議長。

○議長（梅野美智代） まず、本案に対する反対者の発言を許します。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 反対討論いたします。私は、今まで一般質問等で何回かの空き家対策について、とりあげてきました。条約をつくることも求めてきたところです。条約を制定すること自体は必要だと認識していますが、協議会でどのように話し合われてきたのか、委員の皆さんがそれぞれの立場で、どのようにご意見が述べられたのかな等、不透明なところもあり、常任委員会の中でもより相応しい表現にすべきところ、また住民の皆さんの意見や声を聞くための努力が必要なことなどの意見が出されていました。もう一度協議会の中で、十分話し合ってもらいたい、そのような思いで反対討論といたします。

○議長（梅野美智代） 次に本案に対する賛成者の。

(「反対」「交互で」と言う者あり)

○議長（梅野美智代） 賛成討論はないですか。ありませんか。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 原案に対して賛成の討論をさせていただきます。よろしいですか。まず1点目としましてはですね、空き家対策特別処置法が平成26年11月に公布されております。平成27年5月26日全面施行されており、2年半ほどのデータなんですけど、平成29年10月1日時点で、全国1,741市町村のうち、1,091市町村で策定済みでございます。河合町ではまだ現

在未策定の形であります。

2つめとしまして、人口問題として照らし合わせましてですね、条例制定と施行は、喫緊の問題であると考えます。

3つめ、去る経済建設常任委員会でこの条例案について、審議が行われておりましたが、おおよそ施行規則上の指摘質疑であったと私としては考えます。

4番目、理事者は審議の、この常任委員会の審議の内容を重く受け止めていただきましてですね。条例制定後、速やかに審議内容を踏まえた施行規則、特に管理不全空き家等定める措置は、この条例と施行上の規則によるものとして、重要であります。その施行規則をしっかりと策定していただいて、早期に実行していただきたい。そのように考えまして賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（梅野美智代） 次に反対者の発言を許します。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、反対の立場で討論させていただきます。全国的にも、また、河合町においても人口減少や高齢化に伴い、今後も増え続ける空家問題に対して、条例を作ってその対策に取り組んで行こうとする姿勢には、大いに賛同します。

しかし、今回提出された、河合町空家等対策の推進に関する条例については、個人的には、条文に不適切な箇所があったり、事前に整理しておくべき課題も残っていると考えます。さらに、空家対策に取り組む役場の組織体制も、十分強化されているとは言えません。従いまして、このまま本条例が制定されても、いざ実践で、その目的を十分達成できるとは考えにくく、再度見直し検討を行って、住民の意向を反映した、使い勝手の良い条例になるように修正を加え、再提出していただきたく、今回の条例には反対します。

なお、主な反対の理由といたしましては、3点あります。

まず、1点目は、空家問題は、地域と行政が一体となって取り組む、協働のまちづくりの1つです。条例の中には、所有者等の責務や町民の役割、住民組織の役割など町民・自治会に係る事が規定されています。しかし、素案の段階で、住民の意見公募手続き、いわゆる、パブリックコメントは実施されていません。そのため、本条例は、広く町民の意見・意向を取入れたものとは言えず、制定したとしても、町民の理解と協力を得られるかは甚だ疑問です。

2点目は、条例を作ったことで、町は所有者に対して、堂々と空家対策の条例に基づいて、行政指導を行っていると言えます。しかし、一方で、行政にとっては、その権限を適切に行

使用する義務が生じ、権限の不行使が違法であるとして、法的責任を負う場合があります。そのため、条例制定前には、まずは、組織体制の強化を図る事が第1と考えます。

3点目は、管理不全空家等の所有者の観点から、所有者が指導・勧告により解体を含めた改善等を行うにあたって、所有者の中には、改善に要する費用がなく、改善したくても出来ない人や、施設に入所している1人世帯の高齢者、さらには、知的障害や認知機能の低下などにより、福祉的支援が必要な人も出てきます。そういった方々への対応策として、支援等に関する規定が本条例には、規定されていません。事業がよりスムーズに進んでいくためにも、支援等に関する規定は設ける必要があると考えます。

以上、3点が反対の主な理由で、行政側には、再度、見直し検討を行った上で、再提出していただきたい思いから、現時点での本条例には反対します。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

○12番（西村潔） はい。

○議長（梅野美智代） 賛成討論ですか。

○12番（西村潔） 賛成討論です。

○議長（梅野美智代） 西村議員。

○12番（西村潔） 空き家対策かねて数年前から、特措法が出来る前からの課題だったと思うんですね。こういう中でやっと特措法が出来て、それに従って行政が施策を実地している。こういう中で、この設置条例が出来るということは、非常に画期的なことだと思うんですね。いろいろ細かいところを言いますとね、いろんな問題があると思います。この私も例えば、更地を見なし更地にして、課税を強化したらどうやと質問もさせてもらってます。この施策についてはね、硬軟両方あると思うんです。あるところは強く求める、あるところは支援をすると、こういうものもですね、福祉の視点からとかいうことをあえて、この基本条例の中に、入れていくということについてはね、非常に時間かかることだと思いますね。この条例に従って、催促計画をこれからたてて頂くための条例設置になるというのに考えていますね。そうしないと、先ほどいろんな意見が出ましたけど、福祉政策についてここへ取り入れていくって言うてもですね、なかなか難しい面があるわけですね。いろんな人が出てきます。だから、先ほど言いましたように、支援するところは支援する、強く出るところは強く出る。だから、その1つとしては、空き家対策の中で見なし更地をどうしたら良いかということも検討してくださいということで去年一昨年から、私も言うておりますね。両方の面をもって、これからこの条例に基づいてですねやっていくと、そういうことを委員会の中で

もいろんな指摘ありました。そういう指摘を踏まえてね。具体的にやはりどうしていくのかと。

もう1つは、空き家対策審議会いろいろ弁護士さんとかね、いろんなところでこういう空き家対策についての条例化を携わっている、大学の教授もおります。それだけではなくて、一般の住民の人達も委員になっているわけですから、手順を踏んでいくのが一番良いと思います。例えば、まちづくりって言いますかね、こういう空き家対策についての本質的なところを各自治会回っていくとかね、それは必要なことだと思いますが、まず設置をした上で、それからどういう形でやっていくについては、いろいろ準備説明会をしていってもら。で、抱えている問題いっぱいありますね。先ほどいろんな議員さんが質問されてます、こういうものを全部含めてやるとなると、すぐには回答はでないと思いますね。1年かかるかもしれませんね。そうじゃなくて、今さらにその、こういう条例を作ることで前に向いて動くという、これは1つのターニングポイントになると思いますね。だからそういう意味で、私はこれは、実は言うに遅いんですね。もっと早くから数年前から言ってることなんですね。だから、前回の分も含めて検討してくれよと。特措法に基づく、特定空き家になったらね、それは適応できますとかいうような話じゃなくて、実際の空き家についてどう見るのかということを実行するためにはね、やはりまずこの条例をつくることで、これを起爆剤にしてですね、硬軟強いところ強制的にするべき時、あるいは柔らかく支援せんといかん、両方出てくると思いますね。これを条例の中にうたっているということは非常に難しい面もあると思いますし、住民に説明する言ってもなかなか難しいと思いますので、まずはこの条例を設置すると、今回の条例に大きな瑕疵があれば別ですけどね。特に大きな瑕疵あるわけじゃないですし、審議会の中でも一応これは承認されているわけですから、まずは具体的なところから、これから設置した上で進めて欲しいと思います。そういう意味で、私は賛成したいと思ってます。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。反対討論からお願いします。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私は反対討論をしたいと思います。これからの河合町にとって、大変大事な条例であると私自身も認識しております。それ故に、住民代表の議員が全員全会一致というのを目標にやるべきだと思います。昨日、開かれました常任委員会傍聴しました。住民の方も入っておられました。その中で、いろんな議員からたくさん建設的な意見が出ました。その答弁は、はっきりと答えられて的を得たものもありましたが、ないものもあります。これ

だけ大事な条例をやるに至って、やはりもう少し慎重に来月、再来月もしくは9月の定例会でも、来月臨時議会を開いても私は良いと思います。その上で、全員一致に近づけるだけ吟味するべしだと、私は考えて反対とします。

○議長（梅野美智代） 他にありませんか。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員

○6番（坂本博道） 反対討論をさせていただきます。空き家対策条例の制定の必要性は認めながらも、今回の条例案については反対し、より良いものとして出し直して頂きたいと思っております。自治体が先行して制定した空き家条例に続く形で、2014年11月に空き家等対策特別措置法が制定され、全ての自治体に、この法に基づく事務の実施を義務化としていきました。以後、特措法の下で空き家条例を制定してきたのは、先ほど常盤議員からもありましたが、私が見た地域自治研究機構の資料によれば、昨年、10月までに全国1,741の自治体中510の自治体で新たに制定をされてきております。それぞれの自治体で特徴や違いがあります。空き家対策は、住民の主権や財産権に踏み込む内容をもつだけに、住民からも分かりやすくものであると共に、法や条例に基づく執行が必要です。その点で、今回の条例案もよく検討されている部分もあると自分には評価しております。特に、特措法の規定する特定空き家等状態になる前の管理不全空き家等の規定、法に明記されていない緊急安全措置の規定は、空き家対策を進める上で、空き家特措法を保管するもので重要と思っております。それだけに、空き家対策の流れの中で、法や条例に基づく穴をつくらないことが重要と思っております。その点で、管理不全空き家等の判断について事前調査の必要性と、その際、敷地内に入る必要性起こった場合の権限規定。また、誰が管理不全空き家等認定するのかが不明確との指摘を委員会で行いました。管理不全空き家等に対しても助言指導から命令、氏名等の公表までの措置を講ずるといふふうに予定しているだけに、法の範囲内とはいえ、調査権限認定の規定、これを規則ではなく、条例で明記することが対策を進める上で必要と思っております。残念ながらこの件については、納得できる十分な答弁ではありませんでした。つきましては、今回の条例案は廃案として、今回出された意見、協議会との意見を更に踏まえて、より良いものとして、出し直して頂きたいと反対と致します。なお、空き家等対策計画の検討、特措法に基づく対応などは、条例が出来る以前でも協議会の元で、同時進行で出来ると思っておりますので、そういう対応も必要があればやっていく必要があるかと思っております。以上、反対討論とします。

○議長（梅野美智代） 他にありませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 賛成じゃないですが、反対でもよろしいですか。

○議長（梅野美智代） はい。

○7番（長谷川伸一） 反対討論いたします。近年、河合町においても空き家等の件数がかなり増加している現状から空き家等の適正管理、空き家等対策の推進に関する条例制定は、必要と認識しております。次の理由で今議会での条例案に反対いたします。3月と4月の二回の空き家等対策協議会で、条例素案をそれぞれ審議しました。今回の条例案を最終的に再確認せずに、6月議会上程のための、5月10日までの期限までに議案を出されました。再度、最終条例案を協議会に持ち帰り、審議し正式に中間答申をもらうべきと考えます。近隣自治体の空き家等対策計画策定、条例の制定などについて調査しますと、広陵町、上牧町においては、まず先に空き家等対策計画案を策定し、町民からのパブリックコメントを募り、計画を事前に制定しております。その後、空き家等の適正管理に関する条例を制定となっております。王寺町においても、平成29年5月に空き家等対策計画を制定。また、空き家等対策の推進に関する特別措置法施行細則を設定しております。王寺町では、条例制定はなされておられません。河合町の場合、条例を制定して空き家等対策計画を策定する事になっています。条例の制定は、慎重に進めるべきと考えます。以上を反対の理由とさせていただきます。

○議長（梅野美智代） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので、討論を終結致します。

これより、議案第30号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は否決です。したがって、原案について採決します。議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 少数であります。

着席してください。

よって、議案第30号 河合町空き家等対策の推進に関する条例の制定については、否決されました。

議案第31号について、討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませ

んか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議無しと認めます。

これより、議案31号の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第31号を委員長報告の通り決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(梅野美智代) 全員であります。

着席してください。

よって、議案第31号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議なしと認めます。

これより、議案第34号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第34号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(梅野美智代) 全員であります。

着席してください。

よって、議案第34号 河合町体験農園設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

◎同意第9号、討論、採決

日程第7同意第9号 消防委員会委員の選任についてを議題とします。本案については、常盤繁範議員の、一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、常盤繁範議員の退席を求めます。

(常盤繁範議員退席)

○議長（梅野美智代） これより、同意第9号の採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席してください。

よって、同意第9号 消防委員会委員の選任については、同意することに決定しました。常盤繁範議員入場願います。

（常盤繁範議員入席）

◎同意第10号、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第8、同意第10号 消防委員会委員の選任についてを議題とします。本案については、森光祐介議員の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、森光祐介議員の退席を求めます。

（森光祐介議員退席）

○議長（梅野美智代） これより、同意第10号の採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席してください。

よって、同意第10号 消防委員会委員の選任については、同意することに決定しました。森光祐介議員、入場願います。

（森光祐介議員入席）

◎議員発議第3号、上程、説明、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第9、議員発議第3号 強制徴収公債権に係る不納欠損処理の個別外部監査実施を求める決議についてを議題とします。お手元に配布のとおり所定の賛成者

があります。提出者の佐藤利治議員の説明を求めます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 説明させていただきます。河合町令和元年度決算では、河合町の借金である、地方債現在高は131億あり、前年度に比べ約3億6,000万円増えています。このような状況下にあっても、不納欠損額と収入未済額を合わせた合計額が、町税では約5,900万。国民健康保険税は約7,500万円。介護保険料では約1,100万円になっています。町税の未収は、行政サービスの低下にも繋がり、国保税、介護保険料の未収は、相互扶助という制度そのものの、原にも大きく影響します。河合町においては、毎年人口は減り続け、町税収入も10年前と比べ、約2億円余り減少しています。昨年11月には、奈良県から河合町に財政状況が特に悪いとして、重症警報が発令されました。令和3年度予算書に計上されている個別外部監査委託費は、必要なときに使用すると理事者側から説明を受けております。現在、コロナ渦ではありますが、財政健全化、安定した公共サービスの提供、納税に対する公平性の観点からも、強制徴収公債権の不納欠損処理の個別外部監査の実施は、必要不可欠であると考えます。町税の不納欠損処理額は、昨年の決算でも358万円、約10年間で1億円を超えている現状からも、予算を速やかに執行すべきです。令和元年度、決算特別委員会における理事者側の説明では、不納欠損に至る一連の過程で、銀行等の預貯金の調査を行なっているが、生命保険、学資保険の解約、動産不動産の差し押さえ、更には搜索までは行なわず、不納欠損処理を行なっているとの説明を受けました。しかし、このようなやり方は、誠実な納税者には到底納得できる話ではありません。強制徴収公債権の未収金への適切な対応は、財源確保と公平性の両面から、重要と考えます。関係法令を遵守しているのか、また、未収金の対応について効率性、有効性の観点から改善すべき事項はないかなど、個別外部監査により、検証することが河合町行財政運営のよりいっそうの向上に繋がるものと考えます。以上のことから、河合町議会会議則第13条の規定に基づき、令和3年6月の河合町議会定例会において、強制徴収公債権に関わる不納欠損処理の個別外部監査実施を求める決議を提出するものである。以上です。

○議長（梅野美智代） 討論を省略して、採決を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

○2番（常盤繁範） 異議あり。

○議長（梅野美智代） 質疑ですか。

○2番（常盤繁範） 質疑を求めます。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 2点ほど質問をさせていただきます。2回に分けて質問させていただきます。まず第1に、議員提出の議案についてはですね、その議案の施行上の問題について執行機関に質疑することができます。よって、まず最初に理事者側の方に現状における質問をさせていただきます。続きまして、提出者であります、佐藤議員の方に質問させて頂く予定でございます。議長よろしいでしょうか。

○議長（梅野美智代） はい。

○2番（常盤繁範） では、まず第1に理事者へ質問させていただきます。現状における確認をさせていただきますんですけども、令和2年度ですね、不納欠損処理に関する取り組みとその結果、それと、この今年度ですね、令和3年度不納欠損処理に関する取り組み、こちらの方をお答え頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

○税務課長（松本武彦） 議長。

○議長（梅野美智代） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） はい、失礼いたします。まず、不納欠損の令和2年度の取り組み状況というところで、私の方から説明をさせていただきます。令和2年度につきましては、不納欠損額は、約192万8,000円となっております。これは、28年度以降毎年600万円前後で推移しておりました、町税の不納欠損額を令和元年度では差し押さえの強化を図ったことで、約358万9,000円まで減少いたしました。また、その後令和2年7月に要項を定めまして、その不納欠損に対する基準を厳格かつ明確にしたことで、5年前の平成28年度に比べまして、約438万6,000円減少しております。また、令和2年度の滞納処分につきましても、報告をさせていただきます。この要項等を定めること、差し押さえの強化、令和元年度からおこなっておりますが、令和2年度では、158件の差し押さえを行い、金額といたしましては、939万円となっております。こちらの数字は令和元年度と比べまして25件の増。金額では164万3,000円の増加となっております。差し押さえの対象でございますけども、預貯金の他にも給与、年金、生命保険についても差し押さえを行ないました。また、不動産や自動車につきましても、今年度、奈良県から2名の職員を派遣して頂いておりますので、その職員からノウハウを吸収して、差し押さえを実施するという方向で、現在作業を進めているところでございます。この結果ですが徴収率といたしましては、令和2年度の徴収率としましては98.11%となりまして、これは令和元年度と比べて0.89%現状増加しているというところでございます。現年分と滞納分の内訳でございますけども、現年課税分につきましては、コロナ感染症にかかる徴収猶予

の特例というものが0.32%相当ございましたので、現年分だけでは99.47%となり、令和元年度と比べまして0.04%減少しております。滞納繰り越し分につきましては、徴収率46.2%という結果となり、前年度令和元年度と比べまして、12.03%増加しているというのが令和2年度の取り組みの結果でございます。私の方からは以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ではですね、提出者に質問させていただきます。3点ほどございます。突然質問しますので、ゆっくり読み上げさせていただきます。令和2年、3年度の状況を調査しての上で、必要性を持って今回の発議を行なっているのか、まずこれを質問させていただきます。

続きまして、2点目。個別外部監査の目的として、議会からの指摘事項に対する改善や、個別監査ですね、個別外部監査実施の上、指摘事項を明らかにし、改善後の再チェックも目的として、個別外部監査制度はありますが、令和3年度実施結果が出るのは、年度末を待たないと出ないと思われまます。限られた予算、これは当初予算で200万計上されておりますが、限られた予算の執行を促すとしても、時期尚早ではないのかと、これが2点目でございます。

3点目、制度と予算を理解していれば、既に改めて徴収強化を実行、また、途上のテーマである、強制徴収公債権にかかる不納欠損処理ではなく、他のテーマが適切ではないかと考えますが、何故このテーマをこの6月議会でというかたちのものを最後に質問させていただきます。以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ちょっと時間がかかると思うので、おつきまとめてお話しさせていただきます。まず、私の一身上のこの発議に関しては、今現在、131億の借金があるわけです。私が議員になる前から減ってないんです。私もやっぱり住民の方に説明が付きません。そのへんを熟知した上で、理事者の方も私たちの意見を聞いて、予算を組んで頂いていると。理事者の方からは、必要な時にそれを使うと、そのために予算を組んでいるという答弁がありました。その上で、今奈良県下で重症警報というような不名誉なレッテルを貼られています。それを少しでも克服出来るように。

それと、何故今なのかという問いに答えます。もうすぐ、また決算が始まるんです。すべて無財産なのか、生活困窮者なのか、住所が不明の方なのか、居所不明の方なのか、それだけの中に全てが入るのか。私は、一步踏み込んで昨年度の決算でも言いました。搜索して頂

いたら、本当にお困りの方いてたら、いろんな手続きでその方を助ける事も出来るんです。それをしないとその現状も分かりません。そういう意味で、私はこれを今やらなくていけないと考えております。質問からは抜けがあるかも知れませんが、私はそういうふうを考えてやっております。もし、もう一度聞きたい件がありましたら質問して下さい。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私の方としましては、突然質問させて頂いた中で、しっかりお答え頂いた、例えばその本当に一つ一つというかたちのものを私としては求めておりませんので、私の方としましては、この質疑これまでとさせていただきます。以上です。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 私の方から質問させていただきます。本来、不納欠損というのは当然、時効、それと執行停止。その執行停止というかたちを、どのように判断されたのか、これは税の個人情報があって、我々議員には分からないんです。それが適切に執行停止をされたかどうか。そのために、この個別外部監査を私は必要と思っております。

それと今回、佐藤議員からあげられてますけど、実際、税金に対しては納期限過ぎた時に、当然督促状というのを発行されていると思います。この督促状というのは、ある意味予告状なんですねこれは。要は、督促送ったからには、その滞納者の方のプライバシーはありませんよと。財産、預金通帳はこっちで勝手に見ます。当然、押さえる動産不動産があれば押さええます。場合によっては、搜索、これもやりますという一つの予告状なんですね。だから、こういうのを送っているにも関わらず決算の時には、動産不動産の差し押さえはやってない。生命保険、学資保険の差し押さえもやってない。となると果たして、その不納欠損に至るまでの処理が本当に適切であったかどうか。それが我々、普通に納めている納税者には分からないんです。だから、こういう個別外部監査をして、やっておられることが、今は要綱つくってやっていますというものの、果たしてそれで十分なのかどうか。やはりそこを外部監査をやって、それできちっとやっていると評価であれば、それはそれで、良いと思うんです。もし、足りない部分あればそれは改善していくべきやと。

それと、今回出納閉鎖、もう5月末で終わりましたが、実際、収入未済額これはいくらくらいになっているのか。不納欠損額じゃなく。当然それが将来的に不納欠損額に繋がっ

ていく、この収入未済額の金額についてお答え下さい。町税、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料そういったものよろしくをお願いします。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） はい、町税の未済額、令和2年度の未済額についてお答えさせていただきます。まず、町税につきましては、未済額が約3,899万円ございます。それから、国保税につきましては、約4,980万円となっております。後期高齢者医療につきましては、約93万円。介護保険料につきましては、約281万円となっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、その町税の3,899万円。これ内訳ちょっと教えて頂けますか。何税はなんぼ、何税はなんぼという。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） はい、内訳でございますけども。まず、個人住民税につきましては、約1,570万円となっております。法人税につきましては約160万円、固定資産税につきましては、2,070万円。軽自動車税につきましては、約74万円となっております。

○12番（西村潔） 議長。

○議長（梅野美智代） 西村議員。

○12番（西村潔） 行政側に質問させてもらいますね。平成3年度からですね、職員体制、徴収体制をおそらく変わっていると思いますね。それで、その体制は依然とどういうふうに変ったのか。

それともう一つは、令和3年度の4月、5月の徴収率についてですね。どういう状況になっているのか、改善しているのかどうかですね。それと共に4月以降、法務管理主任と連携を図っていると思いますが、まだ2月3月しか経ってませんが、どういう方針でこの法務担当管理主任との連携で、それぞれの徴収率上げていくかについてのね、これからの課題ですね。これについて教えて頂きたいと思いますので。

○税務課長（松本武彦） 議長。

○議長（梅野美智代） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） 令和3年度の取り組みでございますけども、先ほども申し上げまし

たが、県の職員を2名配置して頂きまして、昨年度までの担当者をそのまま継続するかたちで、実質4人体制での徴収業務を行っております。令和3年度4、5月分の徴収率ですか。それは令和3年度につきましては、まだ年度始まったばかりで率としてはかなり低い状態、数字は持ち合わせておりませんが、ちょっと数字については、持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（梅野美智代） 副町長。

○副町長（田中敏彦） 組織強化の観点について私の方から答弁させて頂きます。先ほど佐藤議員も仰られました、地方債の残高が131億円。私、2年前にこちらに就任したときに、非常に驚愕を致しました。それで、支出を抑えること、これも行財政改革の一つですが、収入、収入と言いましても儲け話ではなくて、その税を適正に徴収するということは非常に大事だという観点から、組織の強化を図ろうということで、それで、この議会でも中山議員や佐藤議員からも、個別外部監査を実施しろというようなご意見を頂いて、そして、固定資産税の償却資産こういうものに視点をあてて、準備をしておりましたところ、個別外部監査のご提案もあり、そして、私共で自主的に個別外部監査を実施させて頂いて、約5,000万のそういう収入の増を得た。これはもう非常にありがたいご指摘であったと考えております。それから本日のご指摘も2年前ぐらいからご指摘を頂いて、これも個別外部監査に対応すれば良いんじゃないかというようなご指摘を頂きました。ただ、国税との関連から、国税の方の徴収の勉強そういうものを強化するために、国税のOBを派遣を頂いて、実施しております。それから先程、課長からも申し上げましたが、徴収の体制も職員の強化を実施いたしました。そして、また更に今年度は県税の職員と町の職員との交換派遣という制度を県の方にあるというのを聞き及びまして、県からは2名派遣しております。町からは1名で良いという、県から非常に手厚いそういう制度がありまして、そういうような制度も利用して、職員を強化を致しました。その結果、数字につきましては先程、松本課長から申し上げましたように、10年前から言いますと、この額大げさな話ですが、一桁変わっております。5年そしてここ2年、清原町政になってからでも500万が300万になり190万あると。非常に大きな成果を得ていると思います。ですから、100%それが完全にやっているのかということ进行调查しようというご指摘が、これも私共も理解は出来るんですけども、職員もしっかり勉強してやっております。未来永劫、職員が担当していきますので、職員がしっかり頑張っ、組織の強化も含めて、実施しているということもご理解頂けたらというふうに思います。以上でござい

ます。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。討論を省略して。

（「討論」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） 討論。それでは質疑を終了します。反対討論。

○9番（大西孝幸） 反対討論。

○議長（梅野美智代） はい。

○9番（大西孝幸） それでは、この議員発議について、反対の立場で討論させていただきます。

まず、外部監査については以前、議員発議で前回、全員一致で可決されました。そのことを踏まえ、代表監査の方の意見書も出されたと思っています。今回出された趣旨といいますか、税の公平性という部分については、私は理解しています。ただ、今のその行政側ですね、理事者側の人事がこの4月に強化されたということはまだ見ていく時期だと私は思っております。それと、法務担当ですね、リーガルサポーターも導入されました。こういう部分を含めて今後、令和3年度もそうですけども、強制徴収公債権等々にいろんな部分に取り組んでいかれるであろうと、そう考えています。で、この提出、これを出される時期も含めまして、今ではないのかなと私はそう思って反対とさせていただきます。以上です。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

○12番（西村潔） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 西村議員。

○12番（西村潔） 反対討論です。まず、数字の確認をね、先程質問させてもらって、私が議員のところは、億単位の時期があったんですね。それもいろいろありまして、過去から見れば、改善はしていると思いますね。特に5年間ですね、見た場合ですね、改善していると思います。この不納欠損を0にすることはなかなか難しいことと思いますね。提案者の方も仰っているように、困窮している人もいますよね。法的にやるっていうのは、簡単なんです。その代わり命を奪うということも出てくるわけですよね。そういうことを踏まえて、今、192万の不納欠損を0にするということは、目標としては良いですけど、ただ何でもかんでも不納欠損を0に窮屈的にするということじゃなくて、河合町に住んでられる方は、やはり我々は支援をしないとイケませんし、大事にしないとイケませんと。その中で、例えば、外部監査をしてですね、そういう人達の救済も含まれていくのかどうかですね。これは福祉の分野で、私は社会福祉士ですからよく分かってます。支援をしないとイケない人も、支援を求めない、生活保護を受けないと、いう状況のある人でも受けないと、いう

のは実態なんですね。例えば、水道料金を払っていなかったら水道止めると一つの方法ですね。介護保険払わへんかったらもう給付受けられないとかね。そういう実態を例えば、第三者の方に見てもらった時に、行政書士とかいろんな方に見てもらった時に、どこまで解決できるかって事が1つあるわけなんですね。そうしますとね、例えば、河合町が徴収率向上のために業務を怠っているとかね、あるいは、他市町村に比べて劣悪であるとかですね、そういう状況であればね、当然、改善をしてもらおうという意味では必要だと思います。私、思っているのは、この4月から法務担当、法務管理主任がこられてこれからだと思いますね、具体的にはね。それぞれの部署で何が問題になっているのかと税制上、責務の中で議論をされますけど、提案者も仰ってるように、生活困窮者ね、税金ありきて税金払って飯は食わへんと、そういうわけにはいけへんわけですよ。そういう人達を実態を調べてもらうってことは良いことやと思いますけど、ただ、調べて192万の不納欠損がね、0になったかどうかということはまた別問題ですのでね。非常にそういう意味では、まずこの一年間を法務管理主任との連携をするとか、職員の徴収体制がね、整ってきたわけですから、税収も上がってきてるわけですからね。そういう今言うたような、192万を減らすというのは当然です。それは目標もってもらって良いですけど、0には難しいわけですから、その中身を今この外部監査をすることで実態を明らかにして、それで済むのかどうかということがね、私ちょっと疑問に思いますので、今のこの時期でそれを行なうんじゃないでなくて、これは最終的には行政側するかどうか判断するわけですからね。決議をしたからといってするかどうかは別の話ですけど、決議そのものが本当に実態が分かっているのかどうかということもね、やっぱ理解した上でやらないと、公平性、当然ですこれはね。それじゃあ、飯食わんでもええから税金だけ払え、ということは言えませんよね。命を奪うとは言えないわけですから、その人達をいかに支援していくかについてこれ、税金の話じゃないわけですね。その他の話ですので、絶えず私は社会福祉士ですから、支援を求めない人もいらっしゃるわけですよ。その人達を河合町としては、どのようにしていくかということをもう少し議論をしないとイケないので、各担当の町税のありかた、担保を取るとかしないとかいう以前に、そういう人達をどうするかたちで支援していくかについてね、議論をまずすべきであって、そういうことを踏まえたあればね、私はこの、今これを实地許すかどうかはね、決意をしても良いと思いますけど、ただ、いきなりそういうことをするとですね、なかなか職員さんも努力してやってるわけですから、どこが足らなかったかという事をね、出てきた時に、やっぱり仕事を遂行してもらおう上ではね、この1年間見てもらってその結果で判断しても良いと思っております。以上そういうことで、

この議案に対しては反対させていただきます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、私はこの発議に対して賛成の立場から、発言させてもらいます。まず、納税者、誠実に納めておられる納税者の立場からいうと、やはり、税の公平性というのは一番大事なのかなと。当然、町税というこれはそもそも大納課税、いわゆるそんだけの資産が、収入があるからかかる税なんですね。それを実際に督促を送った、当然、相手のいろんなプライバシーにも、関係無くいろんな事が出来る。でもされてない。それがはたして適切かどうか、これは税の個人情報の守秘義務があって、我々には分からないんです。それが適切であったかどうか。だから、誠実に納めておられる納税者の立場から言うと、はっきりと、それが本当に執行停止やむを得なかった、時効もやむを得なかった、であれば納得できるんですけども、そこがあやふやなまま一生懸命やっています、でも差し押さえしてないでしょと。搜索もしてないでしょと。いうなれば、信用できるのかどうか、だから、外部の目で見えて頂いて、それで納得できることであれば、私はそれで良いと思うんです。ちゃんとこれからも払い続ける事は出来ますし、もし、何か不十分のところがあれば、それはこれから改善して頂いたら良いと思いますので、その意味で私はこれは進めるべきだと、いうふうな意見で賛成の立場でさせていただきました。

○議長（梅野美智代） 他に討論ございませんか。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 賛成の立場で討論させていただきます。私は、この税金の問題については、確かに、徴収含めて高めるということは、やっぱり必要なことだと思います。ただ、この間も言ってますように、その集め方ところで、機械的にその差し押さえや、また搜索等々含めて法律で決まっているかといっても、追い込むようなやり方というのは、やはり一人一人寄り添うかたちで考えるべきだという立場ではあります。ただ今あの出ておりますのは、一方でやはりそういうところから含めて、滞納、税の徴収の状況であったり、また同時に不納欠損含めて至る状況であったり、いうことを前進しているからこそ改めてこの時期、もう少しそこをきちっと把握をして、そしてまたそれに基づき、さらに改善を進めていくという、そういう点でいえば、一応、現状しっかりと把握しながら、それが前進出来るようにかつ、その施行にあたっては、また、当然意見はそのやり方については、また出す場合があるかもし

れませんが、そういう点では予算も確保している状況ですので、やっぱりこの時期により前進
さしていくためという立場で、今やっておく必要もあるのではないかという点では、それを進
めて欲しいという意味合いの決議としては、賛成したいと思っております。

○議長（梅野美智代） 他に討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 討論を終結いたします。

これより議員発議第3号の採決を行ないます。

議員発議第3号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。着席して下さい。

よって、議員発議第3号 強制徴収公債権に係る不納欠損処理の個別外部監査実施を求め
る決議については、可決されました。

◎議員発議第4号、上程、説明、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第10 東京オリンピック・パラリンピックの開催の中止を求める
意見書についてを議題とします。お手元に配布の通り、所定の賛成者があります。提出者の
長谷川伸一議員の説明を求めます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 東京オリンピック・パラリンピックの開催の中止を求める意見書につ
いて提案させていただきます。東京オリンピック・パラリンピックの開催の中止を求める意見書。
未知の新型コロナウイルスが一昨年、中国で発生し、瞬く間に全世界に感染拡大しました。
初期対策で感染防止抑え込みに成功したと思われた台湾、ベトナムでも再び感染者が増えて
います。日本においても現在第4波の感染状況の中、大阪では従来ウイルスから変異した
英国型新型コロナウイルスの蔓延で、一時期東京の感染者数より、多く感染者が増えました。更
に5月10日には、医療管理下に無い状態で、亡くなった患者が18人いたと公表。感染の第1
波、第2波と明らかに違い、重症化並びに死亡率が高くなっています。東京オリンピック・
パラリンピックの開催地である、東京都だけでなく、全国各地への変異株ウイルスの感染が

拡大するなど、予断を許さない厳しい状況が続いています。また、全国自治体の医療従事者、高齢者などへのワクチン接種が急ピッチで実施されていますが、高齢者の1回目の接種率は、約13%です。（5月30日時点、首相官邸ホームページ）6月1日に、9都道府県で緊急事態宣言が延長されましたが、現在の全国感染者数累計76万3,300人以上。死者数は1万3,500人以上に達しています。1日あたりの感染者数は、2,500から2,000人までに減少してきているが、依然と高止まりの状況です。今月、上旬に政府の新型コロナウイルス感染症分科会の尾身茂会長がステージ4下で五輪開催すれば、非常に更に負担がかかる。また現状での開催は普通はないとの科学者からの立場から重大な知見が発表されました。五輪開催で諸外国から約10万人の選手並び関係者が来られます。このような状況下では、入国する選手はじめ、五輪関係者への感染リスクも非常に高いと思われます。対策が遅れたワクチン接種すら行き渡っていない状況で、東京オリンピック・パラリンピックを安心安全対策を万全にするとの言葉だけの対策で行なおうとすることは、人命尊重、国民の生活を守るべき観点から許容できません。オリンピックの理念。世界平和のためにも五輪開催の中止の決断をすべきと考えます。

奈良県北葛城郡河合町議会は、政府及び東京都並びにオリンピック競技大会を運営する関係者に下記の事項を強く求めます。

1、新型コロナウイルス感染症が国内はじめ、全世界に拡大する恐れの高い、オリンピック・パラリンピックの開催は中止する。

2、医療崩壊を回避するため、感染拡大防止策の徹底、希望者へのワクチン接種を早期に完了。コロナ渦による生活困窮者、経営不振に苦しむ事業者等への、救済措置の拡充に努める。

以上地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月10日。奈良県北葛城郡河合町議会。

なお、この意見書につきましては、内閣総理大臣、東京オリンピック協議大会、東京パラリンピック競技大会担当大臣、東京都知事宛とさせて頂きたいと思っております。以上です。

○議長（梅野美智代） 討論を省略して、採決を行ないたいと思っております。

（「異議あり」と言う者あり）

○2番（常盤繁範） 質疑を求めます。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、提出者に質問させていただきます。2点ほどあるんですけども、まずで

すね、文面の方見ますと、政府及び東京都並びにオリンピック競技大会に運営する関係者とあります。最後にですね、内閣総理大臣、オリンピック担当大臣、東京都知事宛てというかたちでお話がありました。提出の予定としましてですね。オリンピックの中止の判断をする団体というのは、運営主体であるですね、ところがあると思うんですけども、矛先と申しますか、提出先、意見書を求める先が違うと思うんですね。これがまず一点。

それと、もう一点なんです、求める内容の2項ですね。医療崩壊を回避するための感染拡大防止策の徹底。希望者へのワクチン接種早期に完了。コロナ渦による生活困窮者、経営不振に苦しむ事業者等への救済措置の拡充に努めると。これあるんですけども、これあの別用件ではないのかなと思うんです。東京オリンピック・パラリンピックの開催の中止を求めるところで、本来この医療崩壊防ぐとか、回避するためというものに関しては、これ別事件であると考えます。意見書の提出権としましてはですね、町村の広域社会貢献の利益に関する事件について、議会の意思決定として、対外的にですね、意思表示することが出来る権限としてあると思います。この2項に関しては、我々もですね、それに対して日々考えさせて頂いておりますし、議員活動しております。理事者の方々もされてらっしゃるところであります。努力されてらっしゃるところであります。ここの部分この2項については、この意見書の題としましては、これは、関連性が無いような気がするんです、別事件だと思いますが、この件についてお答え頂きますでしょうか。この2点です。よろしく申し上げます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 質疑に対して、ご返事します。今回、オリンピックの開催の主権は、中止等を決めるのはI O Cでございます。I O Cと東京都の契約の内容が非常に私ら国民には不明瞭な点がございます。ただし、日本国としては、人命尊重を主体に考え、やはりその点からオリンピックの開催を中止すべきと私は判断しております。今回、オリンピックにおいて今現状、コロナ感染が今日で全国1,000人割ってますが、変異株のウイルスの変異がどんどんやっておる状況でございます。そこで、オリンピックを開催すれば日本国民ならず、日本国家が変異したウイルスが各国に、後進国、先進国、あらゆる国々に感染する恐れがあります。そういった観点から含めて中止を求めるものでございます。それと、2番目につきましては、アメリカ、イギリス等でワクチン接種が進めば感染者数が減ってきている現状もでございます。それも踏まえて、早くそういった観点、人命尊重の意味からこれと含めてワクチン接種を早期に施行して頂きたい。それプラス、今、第1次第2次第3次とコロナ感染症

対応の臨時給付金がかなり交付されました。それに応じて、やはりそういった面で早く感染を元から絶つような抜本的な対応をすれば、もっと今後の出費も節約できると思いますし、早くまずは収束させるべき努力をするふんと私は考えており、今回は中止しております。

常盤議員が指摘された2番目の項目は、関係ないという考えは、私は致しておりません。以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、追加の質問をさせていただきます。先程ですね、一番最初の質問させて頂いたところで、I O Cとの国際オリンピック委員会ですね、そちらとの契約に基づいてという話であったんですけども、契約の自体というのはご答弁頂いたかたちで理解しました。しかしながら、運営を実際に行なう、意思決定する機関としましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会というかたち、これが例えば、政府ですとか、オリンピック担当大臣も含まれております、東京都知事も含まれております、日本の機関でありますJ O Cも含まれております。そういったところの組織のもとに、意思決定を行なう、運営を行なっていくというかたちになっておりますので、この意見書求める先がですね、はたして内閣総理大臣オリンピック担当大臣、東京都知事宛てとありますが、間接的じゃないかなと思います。この辺、ご答弁頂けますでしょうか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） I O Cの傘下の中に、J O Cが一部はいつております。J O Cというのは、今J O Cが、柔道の山下さんがJ O Cの会長をやっておられます。ただし、J O CはI O Cの組織として一部と思っておりますので、今回、オリンピック・パラリンピックの担当する丸川大臣に意見書を提出する考えでございます。それで網羅できると考えております。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑を終了します。次に討論ございませんか。

○6番（坂本博道） あります。

○議長（梅野美智代） 反対討論ですか。

○6番（坂本博道） 賛成討論です。

○議長（梅野美智代） お願いします。

○6番（坂本博道） それでは、賛成討論をさせていただきます。今回のオリンピック開催そのものにつきましては、確かにだんだん近づくと同時に、感染者数の方も、下げ止まりであったり、まだ予断を許さない状況かと思えます。そういう中で、地方自治体の議会としてこの決議をあげる意味合いということも、実は考えてみたいと思っていました。そういう点では、今の菅首相そのものも判断どうするかについていえば、国民の生命、財産を守らない状況があれば、それは、そういう姿勢の選択肢だということも言うておられます。その中で、地方自治体も当然、住民の命を大事、生命を守るというのも第一義的な課題だというふうに思えます。そういう中で見たときに、今回の、ありようというのが、確かにいろんなリスクもあるし、いろんな危険性もある、さらに拡大広がるかもしれない懸念もありながら、そのことについて十分対処していると言い切れない状況を、不安ももちつつ、結局突入していくというような、まるで戦前のインパール作戦じゃないですけども、そういうことも国民の命を、いわば犠牲なるかもしれないというリスクをもちながらも、いくようなやり方というのは、やはり地方自治体としても、そういう国の大元であるところに対して、ものを言うということも一つの大事なことじゃないかと思えます。とりわけ、矛先等についてもありましたけども、総理大臣自身はまさに行政機構のトップでもあります。その一翼の中で、自治体によっては、子どもたちの動員含めて、まさに参加そのものも動員をさせられる役割も、させられてるところもあります。そういう点では、やはり、冷静に考えてこの時期にやっぱりこれやめろという声を、地方自治体からも、また議会からもあげていく意味合いあると思えます。とりわけ2項の問題もありましたが、それ自身は、今そんなことやってる時ではなくて、もっと対策を強めるべきだろうということを表明するという意味合いというものもあると思えますので、ぎりぎり様々な動きありますけども、是非、この意見書を上げていくという意味合いは地方にあっても、また今後のこれからの歴史の中で、振り返ってみても大変意味があることじゃないかと思えますので、是非賛成したいと思っております。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 無いようですので、討論を終結します。

これより、議員発議第4号の採決を行ないます。

議員発議第4号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 少数であります。着席して下さい。

よって、議員発議第4号 東京オリンピック・パラリンピックの開催の中止を求める意見書については、否決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（梅野美智代） 日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（梅野美智代） 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

よって、令和3年第2回定例会はただ今をもちまして閉会いたします。

閉会 午前11時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 梅 野 美智代

署 名 議 員 森 光 祐 介

署 名 議 員 常 盤 繁 徳